

# 赤ちゃんが生まれたら

## 出生届

新しい家族として「届出」や「申請」などの手続きが必要です。生まれた日を含めて14日以内に、朝霞市役所総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所のいずれかに出生届を提出します。赤ちゃんの出生地や父母の本籍地での届出もできます。

《必要なもの》

- ・出生証明書(医師または助産師によるもの) ・印鑑(出生届に押印した方のみ押印した印)
- ・母子健康手帳
- ・子ども医療費等登録申請手続のため「生計主の健康保険証、口座番号」「赤ちゃんが加入する健康保険証」

お問合せ 総合窓口課 ☎048-463-2617

子ども医療費等登録申請手続については 子ども未来課 ☎048-463-2834

## 健康保険加入の手続き

健康保険の加入手続きを行います。朝霞市国民健康保険の場合は、朝霞市役所総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所のいずれかに出生届と同時に加入届を提出します。

お問合せ 保険年金課 ☎048-463-0283

朝霞市国民健康保険以外の場合は勤務先等にお問い合わせください。

## 図書館のオススメほん

- ★「じゃあじゃあびりびり」 まついのりこ／作・絵 偕成社
- ★「もうおきるかな?」 まつのまさこ／ぶん やぶうちまさゆき／え 福音館書店
- ★「くだもの」 平山和子／さく 福音館書店



### ブック スタート

4か月児健診時に、赤ちゃんとその保護者を対象に、絵本の読み聞かせの体験と、赤ちゃんにお薦めの絵本や読み聞かせのためのリーフレットをプレゼントしています。

絵本を通じて赤ちゃんと保護者の心が触れ合うためのきっかけ作りを応援する事業です。絵本には、赤ちゃんにとって心地よい響きや楽しいリズムのある言葉がたくさん出てきます。

### 赤ちゃん とママ・パパ のおはなしタイム

赤ちゃんと一緒に初めての図書館体験です。読み聞かせ、わらべうた等の体験や、乳幼児期の絵本の楽しみ方をお伝えします。ブックスタート終了後の赤ちゃんと保護者を対象に毎月1回開催しています。

お問合せ 図書館 ☎048-466-8686

## お誕生訪問

朝霞市では安心して子育てができるように、助産師、保健師等による家庭訪問を行っています。生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を対象に、赤ちゃんの発育発達の確認や育児全般の相談にも応じています。申し込みは母子健康手帳交付時に配布している「出生連絡票」(オレンジの葉がき)をポストに投函してください。※電話での申し込みも可能です。

お問合せ 子育て世代包括支援センター(保健センター内) ☎048-451-0155

## 産後ケア事業

出産後1年未満で育児不安を抱え、サポートが必要な方のご自宅に助産師が訪問し、育児サポートを行います。

お問合せ 子育て世代包括支援センター(保健センター内) ☎048-451-0155

## 親子のつどい

### ●母と子のつどい～ブーケ～(予約制)

第1子を妊娠、出産されたお母様40歳以上のお母さんとそのお子さん(1歳未満)が対象です。育児の楽しさや大変さ、工夫などをお話するつどいの場です。

### ●離乳食スタート教室(申し込み不要)

4か月児健診と同日に、栄養士が離乳食の開始時期やすすめ方、調理の方法などの紹介を行っています。

### ●離乳食ステップアップ教室(予約制)

7～11か月児(第1子)とその保護者が対象です。家族の食生活に関する講座と、家族の食事からの取り分け調理方法の紹介を行います。

※各事業の日程・場所は「広報あさか」や「朝霞市保健センターガイド」で確認してください。

お問合せ 健康づくり課(保健センター) ☎048-465-8611

### ●ひまわり教室(予約制)

からだの発達に心配のあるお子さんとその保護者が対象です。スキンシップをとりながら楽しく体を動かす教室です。

### ●こぼんだ(予約制)

ことば等、精神発達面に気がかりのある、お母様2歳代のお子さんとその保護者が対象です。遊びをとおしてお子さんへの関わりを一緒に考えていく教室です。詳しくはお問い合わせください。



## 障害者手帳

障害のあるお子さんは、申請することにより障害者手帳の交付を受けることができます。障害者手帳は各種の援護を受けるために必要となるものです。

### ●身体障害者手帳

身体に一定以上の障害のあるお子さんが対象となり、1級から6級の区分があります。

### ●療育手帳

知的障害のあるお子さんが対象となり、A・A・B・Cの区分があります。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患やてんかん等の障害があるお子さんが対象となり、1級から3級の区分があります。

お問合せ 障害福祉課 ☎048-463-1598

朝霞市  
子育て  
マニッパ

子ども  
おでかけ

妊婦が  
わがったら

赤ちゃんが  
生まれたら

サポート  
ひとり親

健康診査

予防接種

子どもの  
やなご教室

防災に  
ついて

幼稚園・  
保育園等

小学校

外国人の  
ママ・パパ

児童虐待  
の予防

ひとり親  
世帯に  
ついて

医療機関  
一覧

## 各種手当一覧

妊娠・出産・育児・子どもに対する手当・助成制度を紹介します。手当・助成の申請は加入している健康保険によって申請先も変わります。

### ● 出産育児一時金

申請すると出産する本人が加入している健康保険から出産育児一時金が支給されます(例外もあります)。健康保険ごとに運営機関が異なるため、申請手続きは異なります。

※原則として、出産費用を健康保険から直接医療機関に支払う「直接支払制度」となっています。同様の制度である「受取代理制度」を実施している医療機関もあります。いずれの制度も実施していない医療機関を利用する場合は、出産後に申請していただくこととなります。支払いが困難なときは、加入中の健康保険にご相談ください。

**お問合せ** 朝霞市国民健康保険の場合 保険年金課  
☎048-463-0283

その他の場合は、出産する本人が加入している健康保険組合へ。

### ● 出産手当金

妊娠出産のために指定された条件の期間に仕事を休む場合、健康保険組合や共済組合の被保険者本人(出産した方)に支給されます。

**お問合せ** 勤務先や健康保険組合等に確認してください。

### ● 育児休業給付

雇用保険被保険者の方が、一定の要件を満たして育児休業を取得した場合には、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。

**お問合せ** 朝霞公共職業安定所(ハローワーク朝霞)  
☎048-463-2233

### ● 児童手当

中学3年生までのお子さんを養育している方に、手当が支給されます。(公務員の方は、勤務先に申請)支給には所得制限などの条件があります。

**お問合せ** こども未来課 ☎048-463-2834

### ● 児童扶養手当

母子家庭や父子家庭、または親がいないお子さんを育てている養育者家庭に対し支給されます。支給には所得制限などの条件があり、所得に応じて支給額が変わります。

**お問合せ** こども未来課 ☎048-463-2834

### ● 早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療助成費

子どもを望むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療にかかる費用の全部または一部を助成します。

※一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**お問合せ** 健康づくり課(保健センター)  
☎048-465-8611

### ● 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを養育している方に対し支給されます。支給には所得制限などの条件があります。

**お問合せ** 障害福祉課 ☎048-463-1599

### ● 障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とするお子さんに支給されます。支給には所得制限などの条件があります。

**お問合せ** 障害福祉課 ☎048-463-1599





## 医療費の公費負担制度

### ●こども医療費

中学3年生までは通院及び入院、高校生等(※)は入院のみを対象に、保険診療の一部負担金が助成される制度です。

※高校生等…在学の有無にかかわらず、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでのお子さん(保護者等の被扶養者に限る。)

お問合せ 子ども未来課 ☎048-463-2834

### ●自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患やてんかん等の治療を受けるとき、通院医療費の自己負担分を10%に軽減する制度です。

※所得に応じた自己負担上限額があります。

お問合せ 障害福祉課 ☎048-463-1598

### ●自立支援医療(育成医療)

手術等の外科的な治療により症状の改善が認められる場合に、医療費の一部が給付されます。

※所得に応じた自己負担上限額があります。また、所得制限により受けられない場合があります。

お問合せ 障害福祉課 ☎048-463-1598

### ●未熟児養育医療

身体発育が未熟なままで生まれ、指定医療機関で入院治療を受ける必要がある1歳未満の赤ちゃんに医療給付されます。

お問合せ 健康づくり課(保健センター)  
☎048-465-8611

### ●小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法に基づき、18歳未満の児童の慢性疾病のうち国が指定した疾病の診療にかかる費用等を公費で負担します。

※所得に応じた費用負担があります。

お問合せ 朝霞保健所 ☎048-461-0468

### ●結核児童療育給付

結核のため医師が長期入院を必要と認め、指定医療機関に入院した18歳未満の児童に医療給付及び学習・療養生活に必要な物品が給付されます。

※所得に応じた費用徴収があります。

お問合せ 朝霞保健所 ☎048-461-0468

### ●妊娠中毒症等療養看護費

妊産婦が妊娠中毒症、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患等の病気にかかり、母子の安全のために入院が必要な場合、医療費の一部が支給されます。

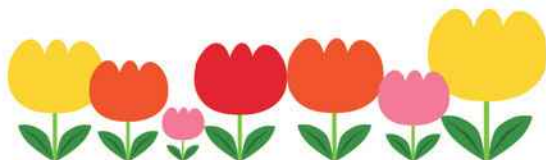
※病気の内容や所得に応じて制限があります。

お問合せ 朝霞保健所 ☎048-461-0468

### ●ひとり親家庭等医療費

母子家庭や父子家庭、または親がいないお子さんを育てている養育者家庭の方に保険診療の一部負担金が助成される制度です。所得制限などの条件があります。

お問合せ 子ども未来課 ☎048-463-2834



## パパ・ママ応援ショップ優待カード

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」もしくは「アプリ版の優待カード提示画面」を協賛店で提示すると各店舗ごとの様々な特典が受けられます。協賛店舗には、「協賛ステッカー」が掲示してあります。

優待カード裏面にご家族(世帯)の方の氏名を記載してください。カード裏面に利用者の氏名が書かれていない場合は、協賛店舗でのサービスが受けられない場合があります。



パパ・ママ応援ショップ優待カード



協賛ステッカー

### 利用対象

- ・18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子さんがいる家庭
- ・妊娠中の方がいる家庭(日ごろ子育てを支援してくれる祖父母の方も、同居していなくても利用可)

### カードの配布窓口

- こども未来課 ☎048-463-2930 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15  
 内間木支所 ☎048-471-1632 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15  
 朝霞台出張所 ☎048-467-1115 受付時間 月～土曜日 8:30～17:15(火曜日は20:00まで)  
 朝霞駅前出張所 ☎048-452-6000 受付時間 日～金曜日 8:30～17:15(木曜日は20:00まで)
- ※受け取りの際には、窓口に来られる方の健康保険証、免許証等のご本人を確認できるもの、もしくは対象の子どもの健康保険証、朝霞市子ども医療費受給資格証等をご持参ください。

### スマートフォンアプリ(LINE版)でも利用できます

1. スマートフォンに「LINE」アプリをダウンロードします。
2. アカウント名「埼玉県」を「友だち追加」します。
3. 「埼玉県」のトーク画面にメニューが表示されます。  
「基本メニュー」が表示されている場合は「魅力情報」をタップして、切り替えます。
4. 「パパ・ママ応援ショップ優待カード」をタップします。  
利用者情報を入力すると、優待カードが表示されます。

